HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	シンポジウム報告者に対するコメント・討論(2003年度秋季大会シンポジウム「米政策の再編と農協改革」)
Author(s)	常井, 昭人; 仁平, 恒夫; 金山, 紀久
Citation	北海道農業経済研究, 12(2), 38-55
Issue Date	2005-12-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63565
Type	journal article
File Information	KJ00006915785.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

〔北海道農業経済研究　第12巻第2号　2005.12〕

シンポジウム報告者に対するコメント・討論

矢崎座長：今日の出席者の状況を見ても、研究者だけでなく、実務関係者の方々もかなり来ておられますので、自由な発想で討論を進めて行きたいと考えています。これから三名の方にコメントをお願いいたします。それぞれの方が第1報告、第2報告、第3報告者へのコメントということになっていますが、それに拘らずに他の報告にも広げ、自由にコメントして頂ければと思います。

Ⅰ．コメンテーターからのコメント

第1報告へのコメント

（常井昭人、南幌町農業協同組合）

南幌農協の常井と申します。宜しくお願いいたします。

1点目は農協改革について、申し上げたいと思います。まず、私は農協合併が全部良いものとは考えておりません。農協とは各々が特色を持って地域に存立しているのでありまして、これは力説しておきます。従って、その方向性も各々農協が考えることであって、トップの方で合併と言うことは間違いです。農協合併の前に、何が必要なのかを考えることが重要だと思います。

土地改良区、農民連等が一緒になることは必要かと思いますが、似たような農協が合併しても何もならない、あるいは悪い農協が合併しても仕方ないと考えています。やはり指導者がいて、そのもとでの農協というかたちでないといけない。

私は土地改良区、農協、農民協、共済組合等が合併するのが最初ではないかと考えています。この理屈の一つに、農業は生産から販売まで全て含むからです。農協が合併すれば、全て良いものではないのです。このように言うのは私どもの農協が良いから申し上げているのではなく、私個人の考え方です。

2点目は認定農業者に関してです。多様な農業改革の中、10ha経営、または認定農業者に対して補助金が助成されるということですが、南幌町で10ha耕作して認定農業者になれるかということです。700万円の所得が認定農業者の条件になっており、10haで700万円を確保できるかということです。今の米価では10ha全部米を作っても700万円にはなりません。これが大きな問題です。私どもの試算ですと、13haでキャベツ、麦、大豆等々をもって経営すれば、何とか560万円ほど所得を確保できる状況です。認定農業者にならなければ、経営安定対策の対象外となるとすれば、この辺がやはり問題となります。

基本構想の資料を調べると、所得要件額はほとんどの市町村で700万円です。しかし、700万円は確保できないのではないか。まして、今後

WTOが関連してくると、米価動向もさらに不透明になります。そうすると、結果的に認定農業者になれない農家も多くなる危惧もある。中央会で打ち出した25haはそれを踏まえているのだと思います。

3点目は転作に関してです。転作面積がポジ配分になると言われています。冷害年のため、米価が高騰していますが、これが農家に良い影響を与えるかどうか、言い切れません。このような中、転作強化の必要ありという報道がされており、4万ha転作の数字も出されています。予想される転作率上昇分を南幌町に置き換えますと、さらに150ha程度の面積を転作することになりますが、150haの面積をキャベツ、大豆などに一元的に転作できるか問題です。各市町村、それぞれこのビジョンを作るように国から言われていますが、実際にできるかどうか。なぜかというと、150haに一気に麦を作るわけにも、ビートを作るわけにもいかないのです。あくまで数値が配分されない限り、何に特化するかという選択は難しいわけです。

4点目は転作面積についてですが、基本的に作付け指標があります。町ではホクシンという麦を作っていますが、過剰気味です。これも第二次共計とか言われていますが、実際には作付け指標があって難しい。小豆、ビートにしても作付け指標があります。大豆に関しても流通面では難しく、どのように売られているのかわかっていません。それなら単協で売り先を見つけたらということもありますが、これも豆計があって販売ルートがわからないのです。全てが全農、ホクレン等々にお任せで販売している状況です。今回の米対策については私どもも懸命に取り組み、地元農業者に状況を説明しています。ただ、新聞などで6万5千円の補助金を確保したと報道され、それで農家が誤解してしまい、単協としては不服です。

それで、先ほど坂下先生のご報告のように、町としての方向は法人化です。まず、町で何をすべきか、それは遊休農地を出さないことです。なぜかというと、遊休農地が出ると農地価格が下がる、すると農協の担保能力も低下して農家に影響を及ぼしてしまうからです。その中で、2000年から法人化に取り組み、現在では4つの法人があります。

農業法人については様々批判があります。会場の皆様も様々論文を発表されていますが、中には法人化が進むと農協離れが進むという意見もございます。確かに今まではそうだったと思います。というのは、農協に見捨てられた人たちが法人を設立したからです。それで成功した法人を皆さんが論文化したというわけです。

一方、我々は農協が携わっていこうと、どういう状況の中では誰と誰を組み合わせたらよいかと取り組んできているのです。ただし、良好な農家のみを集めているわけではありません。リーダーは経営者能力に富む人を選定し、その人に負債農家などを組み合わせる方向です。これは法人化の中で一番成功した点です。それから農協離れは起きません。なぜなら、生産の段階から関わり、販売も伝うので農協は尊重されるということです。むしろ、以前よりも農協利用が増加し、私たちとしても有意義でした。今後も法人を育成していきたいと考えています。

では、個別経営はどうするかですが、個別経営であっても町では60ha規模の方々もおり、独自に展開していけます。ところで、町の認定農業者は220戸です。認定農業者が一番多い市町村は沼田町で、75%ほどになります。ただし、これは所得をもって認定農業者になっているのではなく、見なし認定なのです（平成11年、12年認定）。実は、これは稲経をもらうための見なし認定だったのです。従って、稲作農家が多い町村は結果的に認定農業者も多くなるのです。私たちの町の220戸というのは大きな数字で、53.5%でありま

す。つまり、50%以上の農家は10ha以上なのです。同時に、あと少しの規模拡大で認定農業者になれるのが35戸ほどです。この35戸が共同経営、法人経営の方向に進めば、面積はクリアできるでしょう。そうした方向に進めているのが南幌町農業です。

確かに、法人形態が全て良いとは一概には言いきれませんが、基本的に会社員という考え方をするのであれば、これまで以上の所得を確保できる法人の方が良いでしょう。また、農地は法人所有ではなく、あくまで構成員個人が土地を法人に貸し付けています。大規模農家は個人的に展開していけると思いますが、小さい農家は基本的には人に土地を貸して、あとは1ha程度で野菜を作るというのが本当だろうと考えます。こうした三つのタイプに分かれると思っています。

もう一つ主張したいのは、グリーンショップ、直売所等が出現してきていますが、これは本当に良いのかどうかです。これは私の考えでは、あくまで隙間産業と言えます。私どもの町では農家一戸当たり経営面積が16haと大きいですが、その中でのファーマーズマーケット、直売所の展開が本当に良いのかどうか。それよりも収量を上げつつ、高品質の作物を作ることに力を入れ、販売は他に任せるという方向が良いと考えます。それでなければ所得が確保されません。直売はあくまでも奥さん方、高齢者がやるべきだと考えておりまして、それを推奨する方向には行きません。無論、それが悪いということではなく、それへの特化が難しいということなのです。これは府県農村では可能なのかもしれませんが、北海道のような大面積を持った農家には難しいと思います。

ところで、先日新聞に東川町のビジョンが掲載されたのですが、現状の米2000haに加えてさらに米を500haを作るという内容でした。ですが、現実離れしたことを言っても仕方ないのではないかと思います。今回のこの機会に、やはり面積配分等がなければ、的確なビジョンは作れないと意見したいです。

他にもありますが、一つは基盤についてです。重要なのは、いかにその土地から収量をとるか、良質な作物を取るかということです。現在、有機農法等様々方法がありますが、そうではなく自分たちの生産物を自信持って売れるようにすることが大事です。虫がついているものが有機であると言う向きもありますが、これは間違いだと思います。それは放任野菜と私は言っております。札幌の生協に行って、売り物に虫がついていたら当たり前ですが誰も買いません。しっかりとした基盤の土地で適宜に防除を行い、肥料を散布し、作物を生産していくことが重要なのです。

もう一つ、最近話題のトレーサビリティーですが、研究機関と農家の間に差が開いているのではと思われます。農業に携わる者として、どのように作られているかを伝えていく必要がありますので、それを含めて現場からの声として受け止めて頂きたいです。

第2報告へのコメント

（仁平恒夫、北海道農業研究センター）

北海道農業研究センターの仁平です。小山さんの第2報告を中心にコメントします。報告は最初にJA改革の流れを説明し、後段では全道農協組合員、組合長アンケート結果を踏まえてその詳細な紹介をして、最後に何点かご指摘されたということだと思います。

それで、特に最初の前段の方のJA改革の流れについては参考になりました。自主改革が頓挫して、全体としては行政指導による改革に移ってきている。農政での農協外しということもありながら、そういう形だと理解しました。

ただし、米改革との関わりではどのようになっているのか、それがイメージされていなかったように思います。米改革の背景は、それと連動して

農協の事業改革が問われているわけですし、その意味で行政指導でというだけではないのではないか。従来のJAの米事業そのものも一定の限界にきていたのではと思います。それは特に需給調整が従来のような方法では在庫過剰による農協の財務圧迫の問題を引き起こしていたと思います。ですから、需給調整の見直しを含めたうえで、農協事業自体の中からの見直しも求められていたのではと思います。今回の米改革について、小山さんがどのようにお考えか説明して頂きたい。

次に後段のアンケート結果については、私も調査メンバーの一員であったので基本的に納得しております。ただし、そのまとめが具体的に示されていませんので説明を頂きたい。

一つはJAの運営に関わってです。総会、総代会について、水田地帯では出席は良好なものの評価は低く、他方のJA側では自己満足しているというギャップがあるということでした。それでは、それをどのように改善していくか示して頂きたい。その続きですが、ボトムアップ型の組織整備とありますが、それも具体的な姿を示して頂ければ、農協の整備、組織再編を考える上で参考になると思います。

それから、今後は売れる米作りが求められますが、報告では営農指導のあり方、そのための組織のあり方、あるいは地域システム化のあり方などに深く踏み込まれていないのではないか。報告の中で部会重視とありましたが、例えば米の部会というのは基本的にはないわけですね。これは水田地帯の農協では米中心で動いていますので、米の部会がないことをあらためて言うほどの必要はなかったということなのか。しかしながら、そうであるとしても、米の部会も考える必要があるのではないか。栽培面、販売面等に関して、情報を流して検討する場が必要なのではないか。例えば、上川中部の当麻町では米の部会が10ha以上のプロ農家を中心に組織化されている状況です。これに関しても、小山さんのお考えを教えて頂きたいです。

それから、売れる米づくりについて、連合会機能、共販のところで、その矛盾というように言われていますが、理解しづらいので具体的に補足して頂ければと思います。さらに、あるべき姿として何をお考えかを教えて頂きたいです。

小山さんの報告に対するコメントは以上です。

それから、入江さんの第1報告についてコメントいたします。

1点目として報告では米改革大綱を受けて、中央会で考えている中身を説明されたと思います。その前に米改革の背景について、伺えればと思います。もう一つはマーケティング志向の販売事業ですが、それでは今後どのような方策をとるのか、抽象的な印象を受けましたので、具体的なお考えを頂ければと思います。

また、これに若干関係しますが、マーケティング志向の販売事業の取り組みに関してです。これは入江さんの私見と思いますが、JAとホクレンとの連合会機能の分担に関して、ここでは「JAが独自に取り決めた取引先を見つけて、代金回収業務を含めるということは好ましくない」と書かれていますが、逆ではないか。むしろ、JAが販売の主役であり、連合会はサポートする役割ではないかと考えるのです。ご説明頂ければと思います。

もう一つ細かいことですが、経営安定対策、これ自体は担い手育成などに関して重要ですが、報告の中で長期的に睨んで経営安定対策を重視すると聞こえました。つまり今回の平成16年から18年あたりの問題だけではなく、もっと先を睨んでいるということなのでしょうか。そうなのかどうか、そうであれば少し説明頂ければと思います。

次に第3報告者の坂下先生についてです。これも全体の問題状況を踏まえて、3つの地域を整理されており、特に農地問題をベースにした法人化

動向は参考になりました。ただ、一つに法人化する範囲の問題ですが、集落をベースとしてと聞こえたのですが、本当にそうかと疑問に思いました。特に集落機能の違いなどが、どうなのかということです。二つに、集落範囲で見ること自体、エリアとして狭いという気がします。農地調整などを考えるときは、もう少し広い範囲で考えると思いますが、補足して頂きたいです。

第3報告へのコメント（金山紀久、帯広畜産大学）

帯広畜産大学の金山です。コメンテーターとして、畑作の視点からもということにつられて参加しました。それで私なりに坂下先生の報告に対してコメントいたします。

坂下報告の内容ですが、まず現段階の水田農業の再編過程において、構造改革が不可避であると断定されています。その流れとして、これまで規模拡大、あるいは複合化を進めてきたわけですが、それが高齢化、労働力問題から限界に来ており、即ち構造改革、坂下先生は構造改革を構造調整という言い方で、土地利用、土地集積等を含めて調整していく必要があるという捉え方だったと思います。その構造調整の事例として、長沼町、栗山町、南幌町の三地域を分析し、調整過程を示されました。私自身、水田地帯の土地利用調整の過程について勉強になりました。

1つ目の質問です。営農集団、法人が重要な役割を担っているというのは理解できます。ただ、今後、負債を契機にした法人が、法人化ということだけでそれを乗り越えていけるのかどうか。その点についてどのような見通しがあるか、お聞きしたい。

2つ目に、農協の営農指導とは何か、少し具体的に教えて頂きたい。農協改革の中で営農指導が重要な位置付けになっていくようですが、この営農指導は農協内でその人的資源を確保し、有効に機能させていく、そう作り上げられてきたのかどうかわかりません。これまで農協の営農指導は個別農家の技術を含めた指導、平均レベルの向上に貢献していたのかと思いますが、より高度な技術の営農指導が今後どうなるか、農協の役割とともに展望してもらえればと思います。

3つ目に転作についてです。

転作の本作化とありますが、まさにそうだと思います。裏を返すと、結局転作の中で捨てるつもりで作る農家がいることを示されたと思います。我々が考えなければいけないことは、農家は作物を誰のため、どういう目的で作っているのかということです。これは農家が良い、悪い等の問題ではありません。

15年前までの畑作地帯では、二等麦生産こそが農家手取りを増やす手法だと、JAが自慢していたものです。私は近代経済学が専門ですので、これは農家行動としては適切と考えます。つまり、一番儲かる作り方をするのが農家の経済的行動として当然であるということです。それでは、どうして二等麦を作るのが一番良いことに結果していたかは制度的問題でしょう。

そういう中にあって、それではだめだと認識して網走管内の農業者がJAで日干ししてまで、一等麦を作り始めたというのは、これまた立派なことです。短期的な収益追求ではなく、本来の実需者を得られるような行動を選択するというのは大切です。この動きに影響されて、その後に十勝が一等麦を作るようになったということは重要視されることでしょう。

ところで、麦がチホクからホクシンへ転換していく過程で、農家サイドがチホク生産を落とし、実需者意見をあまり聞かずに作付け転換をしてしまったという農家と実需者の問題がありました。その過程でも農家としての生産対応、実需者の理解というのをもっと上手につなげれば、摩擦は少なかったのではと考えています。ですので、現実問題として転作作物の作付け行動というのは捨て

作りで問題ないと思います。これは、そのような政策の枠組みの中では適切な行動なのだろうと。ただし、消費者から生産物を評価してもらうという点では問題として、入江さんは本作なのだと主張されたと思います。

そのような中、本来の作物を作るという意識への転換は重要なことであります。農林水産省に行きますと、当然麦班と稲班は違っておりまして、麦班ではよりニーズに対応した麦の品種改良に取り組む中、一方では米の生産調整の下で小麦が捨て作り的になっているという矛盾があるわけです。十勝畑作農家の一部では小麦の作付け調整を強いられていることの問題が述べられていましたが、現段階の政策全体像からすると、様々問題があることを前提としながら、農家、農業サイドが長期的に作物を生産できる方向として、消費者、実需者に理解の得られる行動をとっていくのが重要と考えます。

それから購買事業についてです。

購買事業を中心とした不採算部分の切捨て、分社化ということがありますが、そもそも当事業の農協内での位置づけを整理する必要があります。私はある部門が赤字であり、存在意義がないならば切り捨ては当然と思います。一方、赤字であっても、それを補填するだけの意義があるのならば存在してかまわないと思います。

購買事業の成り立ちからすると、恐らく大メーカーと農家とでは力の違いがあり、品質の劣った資材を買わされるという問題があり、そのため農協が適切な農業資材を農家に供給するという使命を担っているのであると考えます。それが近年では生産技術の高度化、流通技術、流通手段の高度化に農協が対応しきれず、それが農協の相対的弱化に影響していると思います。

ただ、生産資材に関する情報提供は今後も的確に農家に提供していくことが求められます。昨今では偽装表示、モラルハザード、逆選択といった、適切な情報を流さない、販売後に適切な対応をとらない等の問題が発生して消費者の信用を損ねています。

従って、農業生産資材に関しても、情報収集と農家への情報提供が適切で安価な生産資材を購入してもらうことに結果すると考えられるのです。やはり、農協改革の中で農協が果たすべき使命を的確に認識しないといけない。ただ、赤字だから、黒字だからという議論では農協全体のあり方を崩してしまうのではという危惧を持っています。そこで、購買事業についてのお考えを聞かせて頂ければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

矢崎座長：どうもありがとうございました。

Ⅱ．討　　論

矢崎座長：それでは総合討論の部に入らせて頂きます。報告者回答の後は討論になりますので、挙手して自由に質問、意見を述べて頂きたい。報告者回答の順序として、第１報告、第２報告、第３報告で行いたいと思います。それでは、第１報告者の入江さんからお願いいたします。

入江：常井さんから農協合併はそれほど良いものではないと、ご指摘がありました。確かに、十勝１農協構想を見ても、できるはずがないと思います。十勝は十勝でネットワークの形成であり、利用料金、給料体系を合わせるかというもので、合併にしても諸条件を揃えていくということです。何が何でも合併というわけではないのです。

しかしながら、最近になって金融事業部門の事情から、急速に農協合併が行われております。これはいわゆる不良債権処理の問題が必ずついて回っているからです。それは典型的には例の釧路問題であります。そこでは大変な借金が累積され

ており、その半分は全国のJAに埋めてもらい、残り半分は北海道連合会が埋めていくというものでした。

これに対して、当然に連合会の金は一体誰のものなのかと、大論争が巻き起こりました。こうした金融事情を背景とした合併推進の裏側には中央会の意向もあったのですが、現在では事情が違います。即ち、そのような手法はもう使えない、JAとJAが相互に納得して自分達の力で新しいJAを形成していくという方向なのです。決して、合併は不良債権に起因するものではないし、そこへ支援はもうできないし、できなくなったと思います。このように、決して合併ありきではなく、それは新しいJAを形成していくための手段なのです。

それから、土地連、農民連などの組織統合についてコメントがありましたが、他組織ですので、軽々しく言えないかと思います。発言を控えさせて頂きます。

矢崎座長：農協合併それ自体はここでの直接的なテーマではありませんが、入江さんから具体的にお答え頂きました。これに関して、意見などありませんでしょうか。常井さん、いかがですか。

常井：そういうお考えであれば、何も問題はないと思います。

矢崎座長：それでは、次に中身についてお答え頂きたいと思います。

入江：認定農業者に関する所得目標700万円のネックの件ですが、絶対に700万円とは既に誰も主張してはおりません。当初、他産業並み水準ということから、役場職員の平均給料あたりから算出したかと思います。市町村も議会等で質問された時に説明できなければという事情もあり、こうした根拠を作ったそうです。それで、このハードルは高すぎるのではという論議は以前からありまして、現在では国、道庁も強行には言わなくなってきています。

認定農業者の数は沼田町が一番多いが、即ち見なしで実体がないのではというご指摘なのですが、私も4万何千人の主業農家は認定農業者になって欲しいと思っております。調べた限り、主業農家に占める認定農業者の割合は水田地帯の中では北竜町が一番多かったはずです。畑作では常呂町、酪農では猿払町が高かったのです。なぜ、こうした差が生じるのか、私なりに調べたいと思っております。かつて、農水省から北海道は真面目すぎる、努力なのだから認定農業者を増加させよと言われました。しかし、現実には総務省監査あたりが入って、簿記記帳、青色申告等がされていない等と指摘を受け、農水省としても実績が伴うような形を強めざるを得ないかと懸念しています。

それから、ホクシンも過剰、第二次共計もある、小豆、ビートも作付け制限がある、その通りで転作増加は覚悟しないといけない。さらに、ここから先は議論がありますが、道内の市町村別配分においても、米の販売実績等の様々な数値を使いながら、一律配分はしない考え方のようです。やはり、売れる米が作れる地域で転作面積の減少となるでしょう。また、農協大会では転作が増えるとなると、麦と大豆はどうなるのかという畑作地帯からの声もありました。私どもとすれば、北海道だけ計画生産しても全国的に作ってしまえば対処のしようがなく、麦、大豆に関しては全国需給の実情を産地に伝えていくしかないし、小豆、ビートは指標を守っていくしかありません。答えにならないのですが、例えば新潟県は復田できる県です。そこの麦・大豆が減って米になればという他力本願があります。そんなことしかないのかなと思います。

それから直売所の件ですが、これはご指摘のとおりだと思います。奥さん方や高齢者が取り組むとは否定しないが、本流にはならないでしょう。

米改革の背景をどう捉えるかというご質問もありました。優等生的に言えば、とある水田の冊子があって、中央会としての見解はこうだと言えるのですが、私個人の見解を述べます。平成７年に食糧法に切り替え、平成９年から稲経に移ったのですが、あの時、農水省は予算をかき集めるのに苦労したのです。それでも、米の消費減退に歯止めがかからず、転作を強化せざるを得ない状況となり、これらが直接的な背景と思います。もう１つは、この延長上でいくらお金をつぎこんでも、恐らく成功しないのではないかということが背景としてもあったかといます。

マーケティング志向に関しては比較的、水田課の方の文書はクリアーです。ホクレンは道外、JA は道内、地元中心にとまで書いてあるのですが、JA 大会でホクレンからの巻き返しと言ったら変ですが、随分警戒されました。１つは産地指定ですか、野菜でいったら予約相対ということで、最終的には市場を通すにしても実際には売り先は決まっているというものですね。自分達の品物がこの人たちに使ってもらって、その人たちの評価を得られて生産地に返せるような、それをもって実需者販売型にしようじゃないかということで言葉をいれたのですが。

さて、その取引先、特に道外のお客を見つけてくる時ですが、ホクレンが補完機能と言いながら信用調査も実施しているし、もし倒産して債券取立に入ってきた時に取りはぐれない基本契約なりで、取引先を固めてきた歴史があるのです。それで、地域の農協がお客を見つけてきて、後はホクレンに手数料を払うから代金回収に関しては頼む、というのは少し無理かと。その意味で実需者直結型販売、その取引先を見つけてるのはホクレンであり、そしてその実需に一定量の米を使用して頂いて、そこから頂いた評価を生産改善に結びつけていくのが JA の役割である、そうした方向になりつつあるのです。これはまだ組織討議中ではあります。

経営安定対策の方向性として、米価下落に対応する水稲所得の確保と担い手経営安定対策、これを使いながら構造改革を進めるというのが国の考えだと思います。最終的には経営所得安定対策の方向に行くと思いますけれども、北海道は問題ないと思う反面で府県ではこれが生産構造変化の動きを止める恐れがあるというのです。それで、まずは所得対策を講じるにふさわしい経営構造を早く構築する必要があるということのようです。

また、WTO が決裂して、米は守られて畑作と酪農は犠牲になる図式ということですが、実は米も守れないのです。というのは、今の日本提案は関税を最低でも 15％ずつ下げていく EU 提案を支持しています。本当の日本提案は各々国の経済的格差をつける関税、それは守るべきとしておりまして、機械的な 15％低下には賛同していないのです。むしろ、下げない品目もあってよいとなって欲しかったのですが、EU 提案なので最低 15％は下げるとなってしまいました。

これが繰り返されていくと、いずれ関税の障壁が無くなる時代が来る、安価な米が輸入されくる、そうなれば経営が成り立たなくなって所得対策を打たざるを得なくなってきます。それで、まずは時間稼ぎをして構造改革を進める。そのための担い手経営安定対策であるし、水稲の所得対策であるということでしょう。ある程度、所得対策を行うに足る、構造が形成された頃には WTO も決まってくるでしょうし、そうしたことを国は考えているのかなと思います。

あと、農家が悪いのではなく、制度の仕組みが悪いという意見には賛同しますし、短期的には正しくても中長期的には実需を味方にする方向が望ましいというのはその通りです。確かに小麦品種

がチホクからホクシンへの切り替えの際にトラブルがあって、これは産地からの強い要望に農業団体が先走ってしまったかと反省もございます。その代わり、麦は民間流通という形で制度も変わってきていますので、当然これからは実務の声を聞きながらの方向になるかと思います。

それから、農協のあり方研究会、経済財政諮問会議・総合規制改革会議等の外圧も確かにあります。それに関連して、主に府県のJAについて言うと、それは金融共済に依存した体質ですが、経済事業は大赤字だそうです。全中がシミュレーションをかけたところ、10年もすると経済部門の赤字を補填する収益を確保できないということです。

それで経済事業の中身に関してですが、そこには農業者の農業経営に近い部門、即ち販売、購買部門と、Aコープ、ガソリンスタンド、プロパン等の地域一般に関する部門とがあります。これを区分経理し、前者の部門は収支が取れていれば良く、対して後者の部門については利益を生み出した上に営農指導事業部門を補填し、さらに黒字化せよということです。これが実現できない場合は改善計画の立案・実行となるのですが、それも不可能となれば切り離して分社化を考えざるを得ないということです。

これについては一律的ではないかという意見もあります。例えば、士幌農協Aコープは赤字だそうですが、それでも良いと言うのです。そこで組合員、地域の皆に貢献しているのだからと（他部門で補填して）。それで皆から評価があり、おかげで農協は存在することができるのだと。

矢崎座長：概ねお答えして頂いたと思うのですが、3名のコメンテーターの方、ご質問、ご意見なり、あらためてあればと思うのですが。常井さんどうですか。仁平さん、金山さんは。それでは、一つお聞きしたいのですが、常井さんの指摘の中で、認定農業者の所得基準の話がありましたが、農水省なり、農協系統組織の間での議論の中で、例えば、最優先基準は面積の要件だと。所得基準はそれほど重視しないでクリアさせようかという話題は出ているのでしょうか。

入江：昨年、一昨年くらいには国も北海道はなぜ認定農業者をもっと増やしてくれないかと言ってきて、それに対して我々の事情を説明すると、それは真面目すぎると反論されました。まさに、見なしであり、認定させてしまえということだったのでしょう。結局は努力目標、宣言目標だったのです。ところが、その後、どうやら総務省監査が入って認定基準に問題点ありということになり、一定程度の実績が伴うような、それは即ち行政用語での「概ね」でしょうけど、そこまで達成すれば良いというラインが想定されたかと思います。

矢崎座長：はい、どうぞ。常井さん

常井：700万円の8割までは良いということなので、我々は560万円までと考えています。ただ、入江さんが言ったように、私は沼田町が一番だと言ったのですが、北竜町が一番ですよね。

入江：総数に対する割合ではないでしょうか。

常井：それでも資料の中では北竜町が一番だと思うのですが、いずれにしても北空知、中空知にかけての平均面積は約10haです。そうすると、水稲なり他の作物を入れて、560万円になるのでしょうか。700万円の概ね8割ということは560万円ですが、その数値に本当に到達するかということです。

基本構想の中で示しているにも拘わらず、その目標に到達できなかったら、どうなってしまうのか。我々、南幌町としては、その目標に到達でき

るような協同形態を構築していこうとしています。これは北竜町の上でも考える必要のあることです。

矢崎座長：ここで北竜町の数値について申し上げます。10ha以上要件で言うと、北竜町では118戸だそうです。それ以外の10ha以下が147戸だそうで、それに認定農家、育成すべき農家、高齢農家、小規模という区分けをしているようです。

ただ、実務担当者によると、所得基準が非常にきついらしいです。面積は繋げそうになるけれども、所得基準はうたった通りの目標を打ち出せということになると、大変厄介な作業だそうです。おそらく面積基準をクリアしている場合は所得基準で、所得基準をクリアしている場合は面積基準という側面を持っているのが実態かという印象を受けますね。

それでは、第2報告者の小山さんの方からお答え頂きます。

小山：まず、米改革大綱と農協事業、農協改革との関係をもう少し詳しく説明せよということだったと思います。

背景としては米余り問題を政府が今までのように面倒を見ることができなくなったと、その中で過剰米が生まれないよう、需給調整を予めしろということだったと思います。これまで米は法制度的に系統農協の役割分担が段階的に決まっていて、その中で流通していたわけですが、これからは米改革大綱と来年4月からの改正食糧法の下、原則的に自由化という規制緩和が進むわけです。その中、今までは法制度的に系統の農協事業は整備されていたのが、これからは経済的要因で系統段階の事業再編が行われるだろうと見込まれるのです。

次に、アンケートの分析に関して、1点目は農協の総会・総代会への出席状況が北海道水田地帯は極めて良好にも拘らず評価は良くないが、一方で農協の方の自己評価は高く、この差はなぜ生まれるのかということと、その克服条件は何かという質問でした。

これは基本的にアンケートの紹介に留まっていて、分析・考察がないというご指摘だったのですが、今考えてみました。総会・総代会への出席状況は確かに良いが、他方で評価を見ると（図7）、「単なる形式」が一番多いのですが、詳しく見ると農協役職員の作った議案を承認するだけなので、事実上形式的なものに終わっているということです、実はこれだけ見ると、それでも構わないというニュアンスを含んでそう答えている、とも考えられるわけです。

農協の意志決定のあり方について、方針、案の作成に十分な時間をかけるということで、役職員に対する位置付けが高くなっています。また、農協職員による組織や事業の改革は組合員、全道の両方を見ても決して高くはないのですが。これは元々、理事会中心、または職員に力があるというか、信頼されている側面もあって回答に結びついている可能性もあるかと思います。

2点目として、ボトムアップ型の組織整備とは具体的に何かという質問でした。

これは地域密着の組織体制が単協レベルで必要ではないかと思ったのです。要するに、外部に向けての販売強化等だけではなく、ボトムアップ型の組織が中心となってマーケティング機能を発揮できるような土壌を形成すべきではないかということです。

具体的には長沼町農協の地区担当相談員制度を念頭に置いて、ボトムアップ型組織と考えたわけであります。これは地区担当相談員が農家意向を集落ごとにまとめて吸い上げ、農協事業を推進していくというものです。そして、その組織のあり方が長沼町の一集落一営農集団という構想の実現に結びついているわけです。ここではそのことを一つは念頭に置いておりました。

もう一つは北海道の農協の特徴として、拠点型という点が挙げられると思います。地域に密着したボトムアップ型というのは拠点型からの脱却を意味しています。それは外回り中心の事業推進となりますが、広域合併も進んでいく中では特に必要かと思ったわけであります。

3点目として、米の営農指導のあり方、システム等、具体的な内容も願いたいというご指摘だったと思います。なかなかアンケートだけでは難しかったということもあり、理解しづらくて申し訳ありませんでした。具体的に何を考えているのかと言うと、第3報告にもあったように、担い手、農地の利用集積、さらに販売にしても地域的、組織的に対応する必要があるということです。

4点目が共販体制との矛盾とは何かということでした。

共販体制と不用意に書いてしまいましたが、これは全道共販の範囲のことだけを指しています。全道共販の矛盾として、建前は全道一本で共販を行うが現実には単協が直接に実需と結びついて、単協が見つけてきた相手と代金決済だけはホクレンを通し、それも共販の中で処理されるということがあります。入江報告にもありましたが、契約栽培的な結びつきを単協ではなくホクレンが見つけて、単協と実需とを仲介して結びつけているのです。

簡単に言えば、直売を全道共販の大本であるホクレンが仲介することなので、新たな全道共販のあり方が今後は行われるだろうと思います。そこで、米改革大綱の産地作りとも関わってきますが、今までの画一的な全道共販のあり方から、地域に見合ったという表現しかできませんが、そういう共販論を今後の課題として整理する必要があるだろうと思います。

それから、購買事業の切捨てに関してであります。

実は農協意向調査、単協組合長の意向調査の方で、部門別独算性について、今回は122農協でしたが、質問をしてみました。ここで、この設問とかなり関わってくると思うのですが、部門別の独算性を取り入れているのは122農協中、28農協と、取り組みを検討しているのが58農協で、半分近くの農協で部門別独算性に積極的に対応しようとしていると。中でも、その取り組み実施の割合が高いのは畑作地帯と混合地帯で高くなっており、水田では検討中というのは多いのですが、実施というのは少ない状況です。

具体的な中身を言うと、入江さんの先程の指摘にもありましたように、生活店舗、整備工場、倉庫事業、ガソリンスタンドなど、部門別独算性と言ったらもっときっちりとした概念があると思うのですが、実際には一部分を念頭に置いた取り組みが多いようでした。購買事業について、北海道では大幅赤字だとか、ほとんど農協が切り捨て、分社化してまた再構築する状況ではありません。北海道では、購買事業は全体的に見て、切捨てされる状況ではないと思います。

矢崎座長：以上ですが、仁平さん、金山さん、質問なりご意見があれば。はい、どうぞ。

金山：坂下先生も話してくれると思いますけど、生産資材の価格引き下げが農家サイドでは要求されます。日本の農産物価格が高いのは生産資材の価格が高いからではないかという議論がありますよね。その中で、購買事業に関わる農協としては生産資材の価格引下げは難しいと言われているのですが、今後として赤字にならない範囲で生産資材引き下げが見通しあるかどうかということですが。

入江：例えば飼料ですが、ホクレンの飼料工場では大口農家へ運んで幾らになるか、下げられる価格試算を行っているそうです。ただし、大口といっても100%使用ではなく、必ず2～3社から

見積もりを取っているはずです。一方、中堅クラスの経営は農協、ホクレンの飼料を100%使用しているかと思います。とはいえ、100%使用しているのだから、我が経営もとなった時には「それはある程度の量を扱う経営の場合にのみ、値段を下げられる」ということで、スムースには当然行きません。やはり、農協の悩みはそこにあり、組合員全員からの絶対的納得は得られないと言うのです。

それから、これは農協レベルのことですが、鹿追町などは単肥取りし、地元で自家配合するので、まだ価格を下げられるのではないかとしているようです。やはり、肥料価格をもう少し下げたいということです。

肥料・農薬についてですが、とにかく最近はクリーン農業、安全・安心が推進されていますから、総取扱量が減少する中でも安全資材を提供しているわけです。ただし、低コストというだけでは、後になって不具合な資材であった、低価格ではあったが質は何だったんだという問題が発生する恐れがあります。それで、ホクレンとしては間違いのない資材を確実に供給するということなのです。従って、肥料・農薬はまずはクリーン農業の推進に貢献できること、次いで低コストであるということが重要だと思います。

それから、実現可能かどうかはわかりませんが、次のような極端な意見もございます。それは営農部門の財源を他部門から補填することは総会決議によってやめて、農家一戸一戸を説得してまわるべきではないかというものです。即ち、全て価格の中に還元してしまった方が良いのではないかと。

そこで、本当に系統は高いのか安いのか、そこを論議できないのかというご質問がございました。これも確かにごもっともなのですが、現実にはできなくて、各々地域の中で取り組んでいくしかないのかと思っております。

矢崎座長：よろしいでしょうか。北海道のJAで大会議案を出して決定することになっている売れる米作りですが、一方で共販も問題として指摘されていますよね。そこでは、ますます共販が崩れていくのではないかという認識を持って、議案の中で提出されているかと思うのですが。入江さん、気付いていることがあれば、ご意見頂きたいのですが。いかがでしょうか。

入江：米の全道共販をなくすという発想はゼロです。全道共販は日本の食糧供給基地ですから、米、畑作、牛乳も道外へ移出していきます。

ただ、今でも産地指定契約ということで、これまで完全に全道共計の値段の何百円高程度の価格差をつけて行ってきたのが、今後は明確に幾らで購入するという姿が見えてくると思うのです。それを全道共計、共販と言えるのかと言われればそれまでですが、いずれにしても全体需給の中で産地と実需とを結びつけることが必要です。ただし、全部それに頼ることはしないと思うのです。産地でも取引先を三つ程度に分けています。危険分散も産地にとって必要ですので。

かたや経費の方、共計の中の経費の方もだんだん透明性、あなたのものはここ、運賃はこれというような話が出てきて、それを持って共計なのかと言われると辛いのですが。野菜で共計と言ってもバラエティーに富んでおり、三日共計、七日共計等の地域もあれば、ある程度ひとくくりの地域もあります。決して、皆でまとまる、あるいは皆各自でということではないのです。

あと、ご質問の中で、借方資金制度で出来秋に結果的に高い借方資金を出していて、売ってみたら赤字となってしまい、それを農協、経済連が被るという問題点の指摘があったかと思います。しかし、その意味では借方資金の水準は的確にデータを取りながら、ホクレンも慎重にやっております。

矢崎座長：どうも、ありがとうございます。はい、どうぞ。

仁平：営農指導の所で、要するに個別農家中心ではなく、組織中心に対応と言ったと思うのですが、そう言ったのかどうかという点が一つあります。少し、理解しづらいのですが、今後の担い手イメージに関わってきますので、ご説明お願いします。

小山：組織と表現したので誤解を招いたのかと思いますが、基本的に例えば地域的な、面的な枠で営農推進の単位を考えると、その中で個別の農家、大規模な法人経営もいて、多様な農家、営農集団もあり、色んな形があるわけですよね。それを含めた、特に水田に関しては地域的な枠組みを営農推進でも意向吸収でも基盤として押さえる、これが農協営農指導のあり方として、有効なのではないかと考えています。

矢崎座長：当麻町の例を皆さん出しておられましたね。当麻町ではカントリーエレベーターが設置されているのですが、それを設置したと同時に栽培技術から生産、流通、組織化等に関する勉強会、協議会が作られました。即ち、カントリーエレベータを中核に据えて事業展開し、地域の組織も活発化していったのです。やはり、このようなことが他の地域においても求められているのかなという印象を受けますけれども。

他にありますでしょうか。はい、どうぞ。

三島：北大の三島です。小山さん、入江さんの言う部門別の独算性、その前提である部門別の経理について、技術的に可能なのですか。

入江：農協の総会資料を見て頂くと、販売、購買、金融、共済等になっていますね。あの区分を変えるというのです。それらが全国統一になって、年明けの業務報告書からそういう記載を必ずさせるという。私自身は販売は販売、購買は購買でやると思いますが、内訳の上に例えば「○○部門」と載せるのかなと想像します。

なぜ、そうするかというと、先にも申し上げたようなことが関連してきます。即ち、生産関連部門は収支をとって営農関連部門へ拠出し、それ以前の段階において後者の部門収支が取れていれば良い、一方で生活関連部門は営農部門へ拠出しつつ黒字も出しなさいと、それが実現できなかったら改善計画書を作成しなさい、それまでだからです。

それから生活関連部門にしてみれば、営農部門へ拠出されるよりも生活店舗の財源として積み立てておきたかったという事情もあるようです。即ち、これが実現されれば、将来の時点で仮に生活部門が赤字になったとしても、それを取り崩して収支が取れるではないかという理屈です。確かに、こうした点を踏まえると、赤字部門を切り離すという主張も現れるだろうと思います。

矢崎座長：どうぞ、三島先生。

三島：そこには総合規制改革会議の狙いがあると思われるのですが。例えば、信用事業、共済事業は黒字だが、販売事業、購買事業は赤字である、そうすると協同組合法から言って信用事業、共済事業は利益を出してはいけないわけですから、それを外して分社化せよと。例えば、JA共済株式会社、JAバンク株式会社を作るなどして協同組合から外せ、優遇措置も外せと。それを進めるために部門別経理を実施せよと提案していると思うのですが。しかし、それに乗ってしまったら、総合農協は解体の危機に直面するのではないか、そうした問題意識が農協組織の中に当然あると思うのですが、いかがでしょうか。

入江：金融分離論には私達も反対で、総合の形を取らせてくれと主張してきました。ようやく、それが経理の段階で分けるという点で着地したと聞いています。もちろん、未だ農協を壊して、そこにビジネスチャンスを求めたいという動き、圧力は間違いなく存在しています。ただ、金融部門の分離要求に対して、折り合いをつけたのがこの区分経理です。それでも、仰せの通り、これで解決したのかといったら、そうではありません。相手はまだビジネスチャンスを求めてくると見ています。

矢崎座長：よろしいでしょうか。それでは次に第3報告の坂下先生からご回答をお願いたします。

坂下：金山さんから農協の営農指導とは何かという質問がありまして、それからお答えしたいと思います。

営農指導員とは一体誰なのか、北海道の場合は不透明なままです。旧来の表現で言うと、営農指導員という人間は農協の中にいないと考えてよいと思います。ただし、普及センターから引き抜きなど（聞こえは悪いですけど）、技術的専門家をお願いしている場合があるのです。何十年も前の規定だと思うのですが、営農指導とは要するに生産から販売までの一貫した過程に携わるのだと言われています。これは農協の当初からの言い方ですが、そこがはっきりしていません。そういう点では一体誰が何をやるのかということでいえば、かなり不明瞭なのです。

府県で言いますと、長野県、愛知県などでは購買事業や販売事業から独立した形で、戦前の農会の技術員と言われるような、そういう系譜を持って農協に制度的に存在しているようです。しかし、北海道は無かったという感じがします。専門職でなく、移動が頻繁なライン制にあることは広く農協全体、農家の営農、生活について熟知できるという論理もありますが、なかなか専門的に育たないという欠陥があります。

それに対して、例えば農協合併の一つのメリットの強調部分で営農指導の強化で、職員数が大きくなると、専門的な指導ができると強調されていますけれども、必ずしも北海道の場合はそうなってないという気がします。

府県の場合は大きな合併なので、そうした部門は当然に広報、教育部分も含めて必要でして、支所には総合的分野の担当者が勤務し、本所に専門的な担当者が勤務するという体制が形成されつつあるようです。ただ、合併農協と、そうでない農協とでは規模の格差が大きくなってしまっています。

可能であれば、スタッフ制が望ましく、例えば支所単位で広域移動が可能となる営農部門のシステムを作るようなことが全体としての営農部門、指導部門の力量アップに有意ではないかと思います。これは、かつての地区生産連のような形態になるわけですが、やはり組織再編の中では難しくなっているかという印象を受けます。

営農指導の全体的体系についてですが、当初の技術指導から農家経済、産地形成、地域振興へと広がりを見せています。農家のレベルが上がったので直接的な指導は行わず、むしろ普及所と同様に集団指導の体制に移していって、農協の生産部会の形になってきていると言えるでしょう。

ただし、先程の小山さん発言のように、地域振興の目標を持ちつつ地域内で調整を図ることがますます求められてきております。やはり、集落の上に農協が乗っかっていたという部分が揺らいできたわけで、農協が農家の組織化を図る必要性が生じてきています。もちろん、生産部会が堅固な地域では技術的部分は内部的にできるのでしょうけど。従って、トータルプランを樹立する場合にも農家の意向を受け止め、場合によっては農家の参加を受けながらプランを作り、修正を重ねなが

ら実行していくという過程が必要な気がしております。

もう一方、農家のレベルが上がってきまして、栗山町では農業経営研究会というプロ農家40人くらいが、札幌の会計事務所を雇って、会計管理をやるような勉強会を20年やっています。根室では会計事務所が営農指導を行うという事例もある。そういう意味では、農家のレベルに合わせる形で、農協が専門的に経営のコンサルティングをするような仕組みを部門として持つ、あるいは、委託の形でも良いのですが、そういう分野へ積極的に入っていくことが重要な時代になっていると思います。

それから、先ほどの営農集団や法人との問題です。坂下は集落をベースにしているようだけど、もっと広域的なものではないのかという質問がありました。これは目的によって違うかなという気がしています。先ほど、常井さんから研究者は農協から離れている法人を盛り立ててなんだ、という話がありました。そういうタイプの法人は領域にはとらわれないわけで、それは多かったと思います。それは逆に言うと、農協から疎外されていた人達が頑張ってきたわけですから、それはそれで結構なことです。

最近の農地問題は地域性を持っているので、特に特定農業法人、北海道の地域連携型法人というのは、やはり一定領域の中での農地保全を目的とするわけです。実際問題として連続した団地を管理することが合理的ということで、集落ベースが一つあると感じます。ただ、法人の場合に彼らの結合がバラバラで良いかというと、南幌のような場合は実は地域に楔を打っているわけですね。即ち、各地域に拠点を作って、将来的には受託集団の連携プレーを構想していると思うのです。その意味では集落ではないのですが、地域をターゲットにして農協から逃がさない作り方をしているのです。

野菜複合にしても、法人が野菜生産の中核地点になって周囲と連携していく動きもあるわけです。従って、南幌町の動向は農協離れを起こさず、同時に農協から法人化を促すアプローチが実現されている点で、やはり地域性は意識されるのではと感じます。

最後に述べました、「ほなみ」という法人はやはり集落を基盤にしたようなもので、どうも南空知向けではない気もするのですが、こういうタイプは北空知で生まれてくるとおもしろいな、という気がします。

金山さんから営農集団、法人に注目しているが、それが米政策転換の中で、どういう方向性を持つのかと質問されました。これは例えば「ほなみ」で言いますと、個別で持っていたハウスを全部集めて1つのハウス団地にして、余計なハウスをどけた所で稲作適地と畑作適地とを区分しながら、土地利用の再編をしたり、ハウスでも高度な作物を取り入れていく動き、あるいは共販体制による販路拡大等が現れてきています。

それで、最後に触れましたが、60ha、100haの規模になってくると、逆に野菜複合化の方向が法人内の労働力をベースにする、要するに外部労働力を入れずにできるというのが、一つの方向性を示すでしょう。もう一つは先程も言いましたように、受託集団が形成されることによって、従来、家族内で複合していた部分の土地利用部門を委託し、複合部門を拡大する方向が、ある程度可能かと思います。

そういう意味で、法人化は次のような意義を持っております。まず、法人は会社であるから、家族経営を越えたものであるとは必ずしも思っていません。とはいえ、法人は家族経営のある程度の限界を少しだけ越え、従来の家族経営では労働力に規定されて動きづらかった部分を共同化することによって、前進できるという点ではおもしろいと思っております。

矢崎座長：どうもありがとうございました。特に、金山さん、および仁平さん、ご質問なり意見があれば、あらためてお願いしたいと思いますけれど。あるいは他の方でもよろしいのですけれども。

先程、南幌町の常井さんが農協合併問題の話題のおりに、こう申されました。つまり、合併の善し悪しは別問題として、土地改良区等、諸組織の機能を統合させていくことも必要なのではないかと。恐らく、それは営農指導事業の収益をアップさせるというのも背景にあって、提起されたと思うのですが。どうお考えでしょうか。

坂下：最近、生産過程の中に農協が入りこむ側面が強くなっており、特に南幌町のような所ではそうです。以前、南幌町について、広域的なブロックローテーションを組む方向を台湾を例にして報告して笑われたことがあります。やはり、水系問題は大きいので幹線は当然そのままでしょうが、末端部分の地域管理というのは難しいことではありません。

府県の場合で見ると、土地改良区は元々ムラが自ら実施していた任意団体でありましたが、その後100ha程度の規模で土地改良区が形成されています。そこでは幹線に関して広域の事業組合を作って維持管理しておりますが、実際は二重三重の構造になって管理しております。

北海道では土地改良区が全て維持管理を実施しているわけですが、それを区分して末端部分の管理は農協が実施することは不思議なことではないと思っております。特に、南空知では面工事は農協、排水は市町村が実施するなど、全て土地改良区が実施しているわけではありません。その意味では統合しつつ、土地利用体系を考えていくということは良いアイデアかと思います。特に、マッピングシステムなどは土地改良区が作成するようになってきていますので、結合すると良いのではないでしょうか。栗山町では実際にそれを開始しております。

矢崎座長：他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。一名の方から質問が出ておりますので、これを口火にご意見を出して頂きたいと思います。それでは北大大学院の菅原さんお願いします。報告全体に関わって、水田土地利用の方向をどう考えるかというご質問です。

菅原：北大大学院生の菅原と申します。

米政策改革は水田経営の大規模化を誘導することが予想されるのですが、転作部門の土地利用が課題かと思います。特に、これまでは小麦に偏重した形で、その収益性が低い中で、転作奨励金が機能してきたわけです。

その中、私が調査をしている北村では大豆を導入し、間作で小麦を作って、それで小麦の収量を大幅に上昇させてもいます。それは転作の本作化、収益の拡大という点で評価できると思っています。同時に、米販売が米タンパク値で左右されるわけで、転作田と水稲田をそれぞれ固定化させていくのが理想だとは思います。しかし、転作田固定化の中での作物が麦・大豆などの限定され選択の幅が狭くなり、輪作体系の確立が問題です。

露地野菜への取り組みも課題ですが、転作田の固定化が難しい中で、田畑輪換を指向する農家も存在しまして、そこではタンパク値の上昇が問題になっています。現在、例えば加工用適正品種が作られていますが、そういった米の品種、販売の方向がどうなるか、入江さんにお聞きしたい。

入江：回答できる人はいるのでしょうが、正直に言って私はスパッと答えられないです。要は、どういう品種をどの地域で作付けてもらうかという問題で、道庁と一緒に策定している内容と思います。それで復元田、加工米をどうするかは常井さ

んの方が詳しいと思うのですが。

矢崎座長：それでは、常井さんお願いします。

常井：大豆に小麦を間作して収量を上げる方向はどこの農協も考えており、4年輪作か3年輪作かも含め、このような対策は必要です。それと、確かに田畑輪換では米タンパク値が高くなりますが、そうした米を現実に欲しがる需要者が現れるのかどうか、加工用米として何に使えるのか、未だ不透明な点が多いです。

それともう一点、タンパクを薬等に使えないかと、酪農学園大学の先生に研究をお願いしていたのですが、結果的に米からタンパクを抽出して様々利用するのは難しいようです。でも、これからはこういう研究も必要と思います。北海道の米のタンパクとして、目標を6.3とか6.5として示してはいますが、そのクリアは難しい。上川、北空知がいくら良食味米地域と言っても、6.3という数字で全部作ることはできないでしょう。

府県の米では5%台の米がありますが、どうやっても北海道の米はそこまで低下しない。その辺は問題がありますし、これ以上の8.0とか9.0の米を作るのは北海道として拙いと思います。

矢崎座長：どうもありがとうございます。それでは、七戸先生お願いします。

七戸：最近、稲作地帯を歩くと減農薬米、有機栽培米がかなり普及していて、府県も含めて産直が今後さらに増加していくと感じるわけです。その中、常井さんの最初のコメントで、南幌町では農協利用がむしろ増加しているとありました。

私は北海道稲作地帯では農協取扱量が減少しているのではと思っているのですが、南幌町で本当に増えているのかどうか確認したいのです。それと、南幌町だけではなく、各地域における直接販売の影響によって、農協取扱量が減少しているのかどうかですね。これらは今後の農協、あるいは北海道稲作を考える場合、重要問題と認識していますので議論して頂きたいのです。

常井：先程の農協取扱量の増加というのは、法人化されて農協利用が増加中ということを意味したものです。全体的に農協利用が増加したわけではないことで、ご理解頂きたいと思います。ただ、私どもの農協でも実際には産直部分もあって、それは約1割と読んでおります。米で言えば、出荷量で1割は産直等に使われていると思います。しかし、全体量の9割は農協に入荷してきているわけです。その他、商系もあるので2割になるかということですが、基本的には農協集荷ということでご理解頂ければと思います。

矢崎座長：ありがとうございます。よろしいですか、七戸先生。それでは報告者の方で産直との関わりで何かご発言があれば、ということですが。

小山：昨年の8月に行ったアンケートで、農協の販売事業の利用率と、農協を使わない場合はどこかを調べまして、販売事業の利用率、出荷率は極めて高いのですが、農協以外では契約も含めて、集荷業者が18%、生協が1%、量販店が1%、加工業者・メーカーが4%、卸売市場が7%、小売直結が1%と、あと、消費者、直売所や宅配というのが6%で、残り18%が親戚や知人ということで、出荷なしが4割となっています。

矢崎座長：はい、どうぞ。

入江：JA関係では、あまり有機というのは表に出てこないのですが、私どもホクレン、道庁、中央会で事務局を担当しているイエスクリーン制度があります。農協の中にはクリーン米というよう

な生産者の部会要綱を作り、栽培基準を決めて、ホームページに載せて、栽培し、出荷しているものがあります。かなり、顔の見える流通ということで、全体量としてどの位かといったら、米と農産物、全部ひっくるめて今、クリーンの全体流通量は7%程度でしょうか、まだまだ少ないですけれど、これを1割越えるまでには持っていこう、米だけではなくて、野菜等も全部含めて取り組んでいるところです。

矢崎座長：どうもありがとうございます。他にもう、あとお一人程度なのですが。はい、どうぞ。

坂下：北海道における縁故米、直接販売は1～2割と言われていますが、これはそう変動ないかと思います。相手先は変わっているかもしれませんが。上川盆地は2割、南幌では1割程度の水準ではないかと思います。米価が下がっていますから、産地問屋も困っていて、類似農協のような業者も随分倒産していて、業者も厳しい状況です。農協のサイロを丸ごと購入するなどはまだ発生していないわけで、そう大きな変化は現状ではないかと。

矢崎座長：では、常井さん。どうぞ。

常井：坂下先生が言われたように、そんなに大きくは変わっていないと思います。ただ、今年のように米が不作な場合では他の業者にも流れるでしょう。他が高く買ってくれるということですよね。しかしながら、米が余剰な時は農協頼りなのです。農協に出荷すれば販売してくれるだろうという傾向がありますので。結局、農協から大きく離れていくということはないでしょう。

矢崎座長：他にご意見ありますでしょうか。はい、それではどうぞ。

三島：米の直売の件ですけど、知人の農家はこう言っています。ホクレンに出荷すると1俵当たり2,000円以上の流通経費を取られるが、近隣の精米所に持っていけば若干の運搬賃でホクレン以上の手取りが得られると。やはり、その経済的メリットが大きいわけです。しかも、これから計画流通米制度が廃止され、全て自由米になるわけですから、農家としては当然メリットが大きい方向に走り、自由米は増えてくると思います。

ただ、北海道の米は道内需要の二倍以上の生産量があるわけですから、皆が全て直売できるわけではない。それでは半分の米が余ってしまうのです。従って、ホクレンを通じて系統販売を継続していかないと、北海道全体としては苦しくなるのです。結局、これは共販に対する結集を高めると言いますか、農協の意識改革に関わってくるのではないでしょうか。

矢崎座長：はい、ありがとうございます。そろそろですが、時間になりますので、他にご意見、ご質問される方がいないようでしたら、このあたりで会を閉じさせて頂きたいと思います。

ここで本日の議論を総括することは難しいかもしれませんが、あえて言えば次のようなことでしょう。一つに、米政策の変化を与件として議論したのですが、その与件自体の議論も行われ、有益であったと思います。二つに、あらためて営農に関する農協と農家との信頼関係、それを構築していくことが重要性を増しているという実感を受けております。以上ではございますが、今日はこの当たりで終えたいと思います。報告者の方、およびコメンテーターの方、ありがとうございました。そして、会場の皆様もありがとうございました。